広報くにおおおります。

7月30日号

編集・発行 国見町総務課

お知らせ

「晴れ photo in くにみ 2021」を開催します

- コナ禍で中止となった令和 3 年成人式に替わる催しとして、「晴れ photo in くにみ 2021」を企画しました。素敵なフォトスポットを準備してお待ちしています。友達や家族と一緒にお越しください。
- ■日 時 8月14日田 9時から17時 8月15日回 9時から15時
- ■会 場 観月台文化センター内
- ※詳細は観月台文化センターのホームページをご覧ください。



圓生涯学習課生涯学習係 ☎ 585-2676

※対象者の方へ招待状を送付しています。

お知らせ

あんべぇ なんじょしたい? ~保健師出前健康相談~

作記 診結果の見方や日常生活でのちょっとした注意点を、保健師や看護師が一緒に考え、みなさまの健康づくりのお手伝いをします。奮って申し込みください。(先着順) ※感染症対策のため完全予約制とします。

■開催会場・日程・時間

会場	日程	時間	
国見東部高齢者等活性化センター(和室)	8月17日巡	① 9時30分~10時00分	
森江野町民センター(研修室)	8月19日困	② 10 時 10 分~ 10 時 40 分 ③ 10 時 50 分~ 11 時 20 分	
観月台文化センター(大研修室)	8月24日火 9月2日雨	④ 11 時 30 分~ 12 時 00 分 ⑤ 13 時 00 分~ 13 時 30 分	
小坂農村総合管理センター(会議室)	8月26日11	⑥ 13 時 40 分~ 14 時 10 分 ⑦ 14 時 20 分~ 14 時 50 分	
大木戸ふれあいセンター (会議室)	8月31日火	⑧ 15 時 00 分~ 15 時 30 分	

- ※居住地域による会場の指定はありませんので、ご都合の良い会場にお申し込みください。
- ※健診を受けていない方も参加いただけますのでお申し込みください。

■申し込み先

ほけん課国保係 ☎ 585-2785 平日 8 時 30 分~ 17 時 15 分まで受付

間ほけん課国保係 585-2785

お知らせ

ごみ収集日についてお知らせします

祝日が変更となりましたが、各世帯に配布しているごみカレンダーの収集日に変更はありません。

8月9日月・・・ 収集します8月11日丞・・・ 収集しません10月11日月・・・ 収集しません

圊住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116

米のモニタリング検査前の出荷・販売の自粛について

▲ 和3年産米の出荷・販売について、令和2年産米と同様に旧町村ごとのモニタリング検査を行います。 【▶】生産者の皆様には、モニタリング検査の結果が出るまでは米の出荷・販売(無償譲渡も含む)の自粛を お願いします。

検査の結果、基準値超過がなければ旧町村ごとに出荷・販売の自粛が解除されます。解除については、福島 県のホームページを確認してください。

圓福島県県北農林事務所伊達農業普及所 ☎ 575-3181

固産業振興課農林振興係

25 585-2986

林業アカデミーふくしまの研修生を募集します

△ 和4年度から開講する林業アカデミーふくしま就業前長期研修生募集要項について 【┛ お知らせします。森林・林業に興味のある方や森林で働きたい方など、幅広い周知 を行っています。



募集要項 OR コード

詳細は、福島県林業振興課ホームページまたは募集要項 QR コードからご覧ください。

下水道排水設備工事責任技術者資格認定試験を実施します

▲ 和 3 年度下水道排水設備工事責任技術者資格認定試験を次のとおり実施します。

▶ なお、試験などの詳細は、(公財)福島県下水道公社のホームページを確認してください。

※今年度の受験講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となります。

【資格認定試験】

- ■試験日 11月21日回
- ■試験会場 日本大学工学部(郡山市)

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、延期もしくは中止する場合があります。

- ■申込期間 7月20日灰から8月31日灰まで
- ■申 込 先 上下水道課下水道係

圆上下水道課下水道係 ☎ 585-2984

盆休み水道工事当番店

★ 休みの水道修繕工事当番店は、次のとおりです。

月日	指定店名	電話番号
8/13 金	国見ガス住宅設備(株)	585-2137
8/14 ±	(有)後藤設備	585-3103
8/15 田	(有)齋久設備	585-2310
8/16 月	根本建設(株)	585-1153

圆上下水道課水道係 ☎ 585-2997

不法投棄は犯罪です

- 不法投棄とは法律(廃棄物の処理及び清掃に関 する法律) に反して決められた場所以外に、廃 棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律 第 25 条第 1 項第 14 号」に違反することになり、 【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】 に処され、またはこれを併科されます。「知らな かった」としても法律に反していれば逮捕され ることもあります。

間住民防災課環境防災係 ☎ 585-2116